

# 令和4年度長久手市中学生平和体験学習事業委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

令和4年度長久手市中学生平和体験学習事業委託

## 2 事業の目的

本市は、平成26年9月30日に「非核平和都市宣言」を行い、その宣言に基づき様々な平和事業に取り組んでおり、本事業もその取組の一つである。

市民の代表として中学生を派遣し、戦争の悲惨さや平和の尊さについて学んでもらい、周囲の人に伝えてもらうことを目的とする。

## 3 事業概要

### (1) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和4年10月31日まで

### (2) 参加人数

計32人

(市内在住中学生20人、長久手市平和事業推進委員10人、引率者2人)

### (3) 業務内容

別紙「令和4年度長久手市中学生平和体験学習事業委託仕様書」のとおり

### (4) 提案限度額

650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 選定スケジュール

令和4年4月25日（月）プロポーザル実施要領公告

5月 2日（月）参加表明書及び質問書受付締切

5月 6日（金）質問への回答

5月13日（金）企画提案書の提出締切

5月中旬～下旬 選定委員による書類審査及び選定結果通知

## 5 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5年度長久手市入札参加資格者名簿（【大分類】役務の提供等、

【中分類】旅客業)に登載されている者であること。

- (3) この公告の日から候補者決定の日までの期間において、長久手市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) この公告の日から候補者決定の日までの期間において、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業の登録があること。

## 6 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、令和4年5月2日(月)午後5時までに、長久手市役所総務部行政課へ参加表明書(別紙様式1)を持参、郵送(必着)、FAX又はメールで提出すること。なお、FAX又はメールで提出する際は、送信した旨を電話にて長久手市役所総務部行政課へ連絡すること。

また、参加表明書を提出後、参加を辞退する場合には、辞退理由を明記の上、辞退届(別紙様式2)を持参、郵送、FAX又はメールで提出すること。

## 7 募集内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

令和4年5月2日(月)午後5時までに、長久手市役所総務部行政課へ持参、郵送(必着)、FAX又はメールで提出すること(様式は任意)。なお、FAX又はメールで提出する際は、送信した旨を電話にて長久手市役所総務部行政課へ連絡すること。

### (2) 質問に対する回答

令和4年5月6日(金)午後5時までに、質問に対する回答を市ホームページに公開する。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の

- 留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合  
 (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 9 企画提案書及び見積書の提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書 5部

以下の内容について、日本産業規格A4・片面8枚以内で簡潔かつ明瞭に項目立てて作成すること。

- (ア) 行程表（交通手段、時間及び場所を明記すること。）
- (イ) 事前学習及び体験学習の内容及び期待できる効果
- (ウ) 成果品のイメージ
- (エ) 食事内容についての概要
- (オ) 急病や事故があったときの緊急時の連絡体制や対応
- (カ) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対策
- (キ) 添乗員の実績
- (ク) 過去3年間の実績（官公庁から受託した同様の業務）
- (ケ) キャンセルの条件（例：○日前まで△△%など）

#### イ 見積書 1部

交通費、食事代、施設見学料、保険料、印刷費など、事前学習、旅行及び成果品の作成に係る全ての経費の総額とし、内訳表を添付すること。

### (2) 提出期限

令和4年5月13日（金）午後5時までに、長久手市役所総務部行政課へ持参又は郵送（必着）により提出すること。

## 10 候補者の選定

### (1) 選定方法

選定委員による書類審査

### (2) 審査基準

項目	点数
行程	25点
事業から得られる効果	35点
実績	15点
緊急時対応	15点
費用	10点
合計	100点

- (3) 結果通知  
参加者全員に文書により通知する。

#### 1.1 留意事項

- (1) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書及び見積書は、審査のため、選定委員に配付する。また、提出された企画提案書及び見積書は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出書類は、公文書公開の対象文書となるため、情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の規定に基づき公開する場合がある。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、この事業を中止することもある。

#### 1.2 問合せ先

長久手市役所 総務部行政課 加藤  
〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1  
電話：0561-56-0605  
FAX：0561-63-2100  
メール：gyosei@nagakute.aichi.jp